

(3) 税務署別管轄区域

税務署名	所在地	管轄区域
札幌中	札幌市中央区大通西10丁目 (札幌第二合同庁舎)	中央区のうち大通、北1条から北5条まで及び南1条から南8条までの西1丁目から西10丁目まで 北6条西10丁目 大通、北1条から北5条まで及び南1条から南7条までの東各丁目
札幌北	札幌市北区北31条西7丁目3番1号	北区、東区、石狩市、石狩郡(当別町、新篠津村)
札幌南	札幌市豊平区月寒東1条5丁目3番4号	豊平区、南区、清田区、千歳市、恵庭市、北広島市
札幌西	札幌市西区発寒4条1丁目7番1号	中央区(札幌中税務署管内の地域を除く。)、西区、手稲区
札幌東	札幌市厚別区厚別東4条4丁目8番8号	白石区、厚別区、江別市
函館	函館市中島町37番1号	函館市、北斗市、松前郡(松前町、福島町)、 上磯郡(知内町、木古内町)、亀田郡(七飯町)、 茅部郡(鹿部町)
小樽	小樽市富岡1丁目16番1号	小樽市
旭川中	旭川市5条通11丁目右1号	旭川市(旭川東税務署管内の地域を除く。)、上川郡(鷹栖町)
旭川東	旭川市東6条1丁目2番15号	旭川市のうち宮下通及び1条通から10条通の18丁目以東、 11条通の19丁目以東、旭神町、旭神、豊岡、東光、新星町、 大雪通、新富、パルプ町、金星町、東、神居、神居町、忠和、 高砂台、台場、南が丘、台場東、永山町、永山、流通団地、 秋月、東旭川南、東旭川北、工業団地、東旭川町、緑が丘、 緑が丘東、緑ヶ丘南、神楽、神楽岡、神楽岡公園、西御料、 西神楽南、西神楽北、西神楽、新開 上川郡(東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、 東川町、美瑛町)
室蘭	室蘭市入江町1番地13 (室蘭地方合同庁舎)	室蘭市、登別市、伊達市、虻田郡(豊浦町、洞爺湖町)、有珠郡 (壮瞥町)
釧路	釧路市幸町10丁目3番地 (釧路地方合同庁舎)	釧路市、釧路郡(釧路町)、厚岸郡(厚岸町、浜中町)、 川上郡(標茶町、弟子屈町)、阿寒郡(鶴居村)、白糠郡 (白糠町)
帯広	帯広市西5条南6丁目1番地	帯広市、河東郡(音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町)、 上川郡(新得町、清水町)、河西郡(芽室町、中札内村、 更別村)、広尾郡(大樹町、広尾町)、中川郡(幕別町)
北見	北見市青葉町3番1号	北見市、常呂郡(訓子府町、置戸町、佐呂間町)
岩見沢	岩見沢市2条東4丁目5番地の1	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、空知郡(南幌町)、 夕張郡(由仁町、長沼町、栗山町)、樺戸郡(月形町、 浦臼町)

(注) 平成18年7月1日現在

税務署名	所在地	管轄区域
網走	網走市南6条東5丁目9番地	網走市、網走郡(美幌町、津別町、大空町)、斜里郡(斜里町、清里町、小清水町)
留萌	留萌市寿町3丁目19番地	留萌市、増毛郡(増毛町)、留萌郡(小平町)、苫前郡(苫前町、羽幌町、初山別村)
苫小牧	苫小牧市旭町3丁目4番17号	苫小牧市、白老郡(白老町)、勇払郡(厚真町、安平町、むかわ町)、沙流郡(日高町、平取町)
稚内	稚内市末広5丁目6番1号 (稚内地方合同庁舎)	稚内市、天塩郡(遠別町、天塩町、幌延町、豊富町)、宗谷郡(猿払村)、枝幸郡(浜頓別町、中頓別町、枝幸町)、礼文郡(礼文町)、利尻郡(利尻町、利尻富士町)
紋別	紋別市南が丘町2丁目1番44号	紋別市、紋別郡(遠軽町、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町)
名寄	名寄市西1条北1丁目11番地	士別市、名寄市、上川郡(和寒町、剣淵町、下川町)、中川郡(美深町、音威子府村、中川町)
根室	根室市弥栄町1丁目18番地 (根室地方合同庁舎)	根室市、野付郡(別海町)、標津郡(中標津町、標津町)、目梨郡(羅臼町)
滝川	滝川市大町1丁目8番14号	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、空知郡(奈井江町、上砂川町)、樺戸郡(新十津川町)
深川	深川市4条15番3号	深川市、雨竜郡(妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町)
富良野	富良野市桂木町3番2号	富良野市、空知郡(上富良野町、中富良野町、南富良野町)、勇払郡(占冠村)
八雲	二海郡八雲町出雲町60番地	茅部郡(森町)、二海郡(八雲町)、山越郡(長万部町)、瀬棚郡(今金町)、久遠郡(せたな町)
江差	檜山郡江差町字橋本町84番地	檜山郡(江差町、上ノ国町、厚沢部町)、爾志郡(乙部町)、奥尻郡(奥尻町)
倶知安	虻田郡倶知安町南1条東3丁目1番地 (倶知安地方合同庁舎)	島牧郡(島牧村)、寿都郡(寿都町、黒松内町)、磯谷郡(蘭越町)、虻田郡(二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町)、岩内郡(共和町、岩内町)、古宇郡(泊村、神恵内村)
余市	余市郡余市町朝日町1番地	積丹郡(積丹町)、古平郡(古平町)、余市郡(仁木町、余市町、赤井川村)
浦河	浦河郡浦河町常盤町28番地	新冠郡(新冠町)、浦河郡(浦河町)、様似郡(様似町)、幌泉郡(えりも町)、日高郡(新ひだか町)
十勝池田	中川郡池田町字旭町1丁目8番地8	中川郡(池田町、豊頃町、本別町)、足寄郡(足寄町、陸別町)、十勝郡(浦幌町)

(4) 税務署別面積、世帯数、人口及び市町村数

税務署名	面積 (17.10.1)	世帯数 (18.4.1)	人口 (18.1.1)	1km ² 当たり 人口	1世帯当たり 人員
	km ²	千世帯	千人	人	人
札幌中	5	17	25	5,112	1.43
札幌北	1,343	288	609	453	2.11
札幌南	1,772	318	693	391	2.18
札幌西	173	251	516	2,978	2.06
札幌東	247	214	456	1,849	2.13
函館	2,301	185	409	178	2.21
小樽	243	68	143	588	2.12
旭川中	394	66	139	353	2.12
旭川東	3,077	123	278	90	2.25
室蘭	1,356	98	210	155	2.14
釧路	5,997	120	268	45	2.23
帯広	6,784	137	320	47	2.33
北見	2,551	64	146	57	2.28
岩見沢	2,664	87	199	75	2.28
網走	3,396	44	104	30	2.38
留萌	2,501	24	52	21	2.19
苫小牧	4,078	107	241	59	2.24
稚内	5,569	38	86	15	2.25
紋別	4,743	34	76	16	2.25
名寄	4,197	33	77	18	2.32
根室	3,498	34	86	24	2.52
滝川	1,869	58	124	67	2.15
深川	2,025	19	45	22	2.37
富良野	2,184	20	48	22	2.37
八雲	2,842	27	64	23	2.39
江差	1,423	13	30	21	2.30
倶知安	3,047	33	73	24	2.24
余市	1,015	16	35	35	2.23
浦河	3,076	27	61	20	2.28
十勝池田	4,047	17	39	10	2.37
合計	83,456	2,581	5,655	68	2.19

(注) 1 市数において、札幌市は札幌中税務署に、旭川市は旭川中税務署に計上し、関係署については、外書した。

2 根室税務署の面積には、歯舞諸島、色丹島、国後島、択捉島4島の面積5,036 km²を含めていないが、全管計の面積にはこれらを含めた。

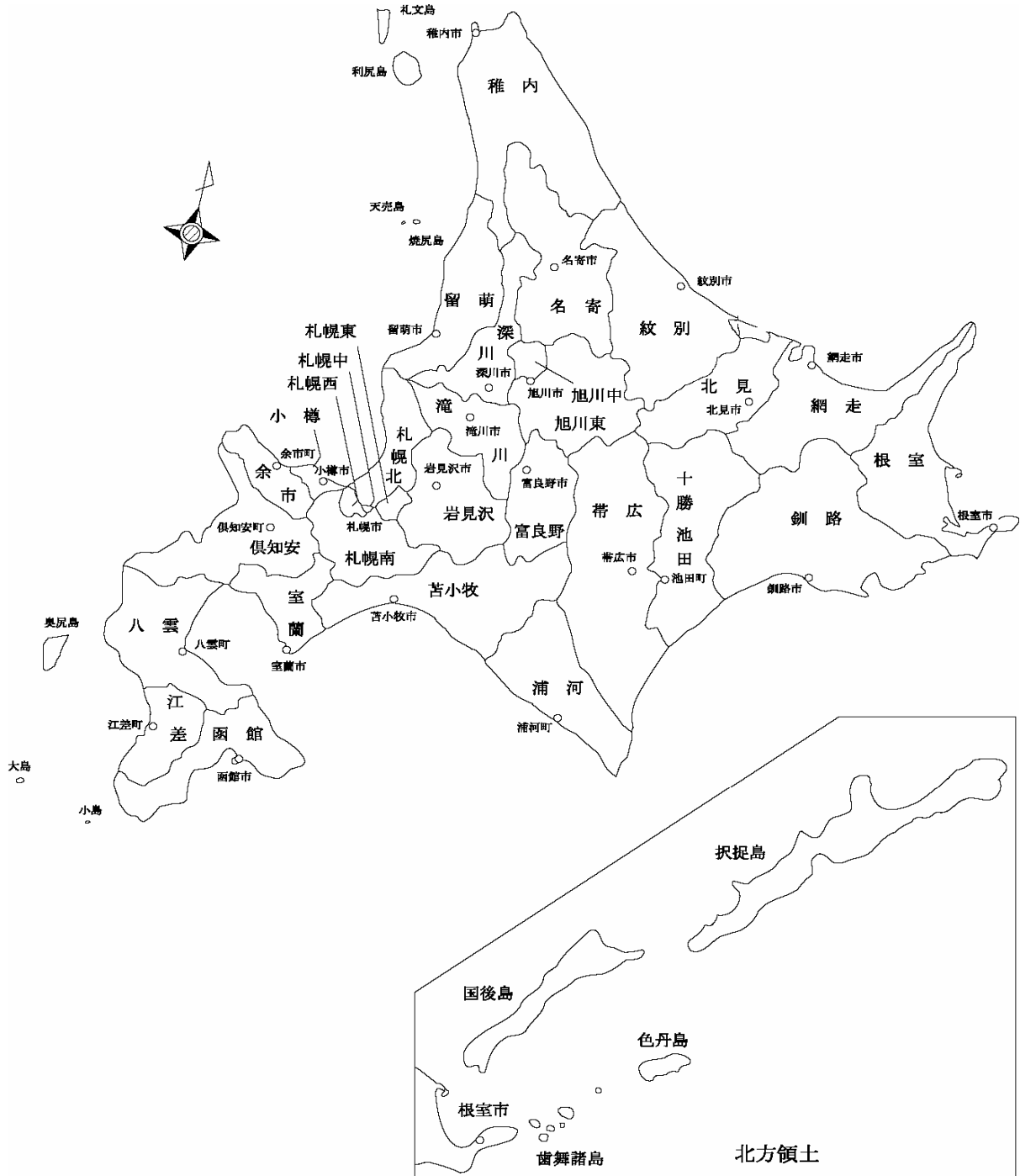
3 面積以外の各項目の計数については、上記(注)2の4島の計数を含めていない。

市町村数 (18.4.1)			税務署名
市	町	村	
	1	-	- 札 幌 中
外 1	1	1	1 札 幌 北
外 1	3	-	- 札 幌 南
外 1	-	-	- 札 幌 西
外 1	1	-	- 札 幌 東
	2	6	- 函 館
	1	-	- 小 樽
	1	1	- 旭 川 中
外 1	-	7	- 旭 川 東
	3	3	- 室 蘭
	1	6	1 釧 路
	1	10	2 帯 広
	1	3	- 北 見
	4	6	- 岩 見 沢
	1	6	- 網 走
	1	4	1 留 萌
	1	6	- 苫 小 牧
	1	10	1 稚 内
	1	6	1 紋 別
	2	5	1 名 寄
	1	4	- 根 室
	5	3	- 滝 川
	1	6	- 深 川
	1	3	1 富 良 野
	-	5	- 八 雲
	-	5	- 江 差
	-	9	5 俱 知 安
	-	4	1 余 市
	-	5	- 浦 河
	-	6	- 十 勝 池 田
外 5	35	130	15 合 計

(資料) 1 面積は国土交通省国土地理院調べによる。

2 世帯数、人口(住民基本台帳人口)及び市町村数は、北海道企画振興部調べによる。

(5) 札幌国税局管内図



(注) 平成18年7月1日現在